

I 地方財政を取り巻く状況

1 「経済・財政再生計画」に基づく地方財政改革の取組（主なもの）

経済・財政再生計画（H27. 6. 30 閣議決定）

＜財政健全化目標＞

国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す※

地方行財政改革：

「次世代に持続可能な地方財政制度を引き渡していくため、人口減少等を踏まえ、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行う」

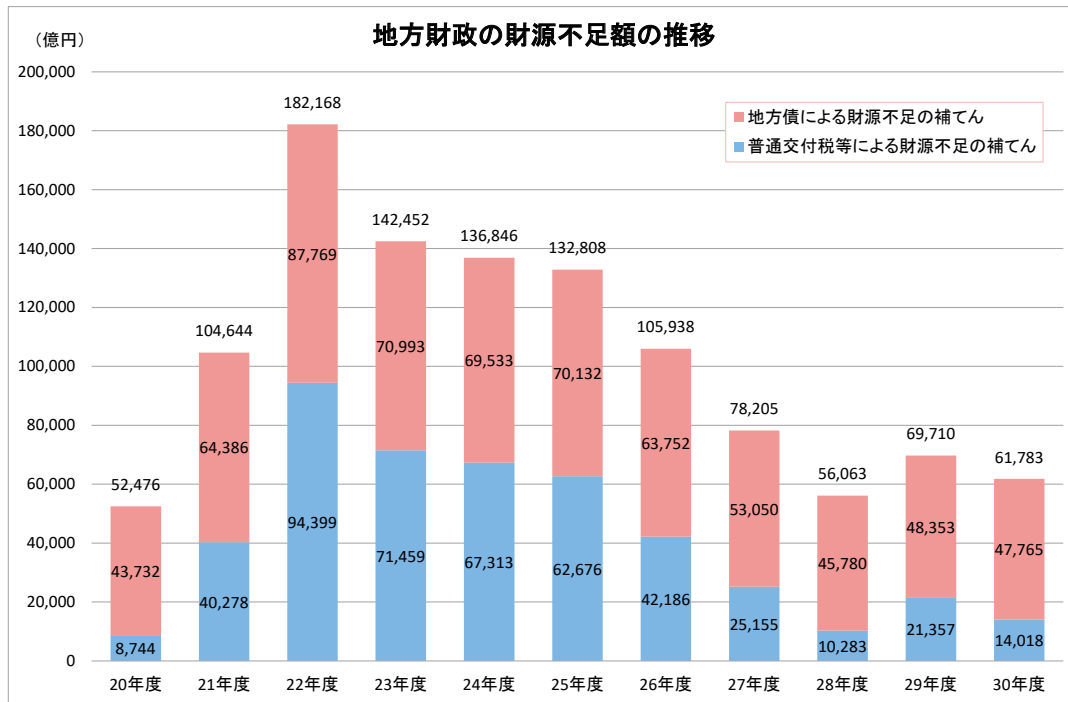
※新しい経済政策パッケージ（H29. 12. 8 閣議決定）において、消費税率引上げ分の使い道の見直しにより、2020年度の黒字化目標の達成は困難となるが、財政健全化の旗は決して降ろさず、不断の歳入・歳出改革努力を徹底し、黒字化を目指すという目標自体はしっかり堅持するとされた。

～2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 年度
○トップランナー方式の推進				
16業務について 基準財政需要額 の算定に反映開始	2業務について 基準財政需要額 の算定に反映開始	団体への影響等を考慮しつつ、 3～5年程度かけて段階的に反映		
○まち・ひと・しごと創生事業費における成果の一層の反映				
地方創生の取組を一層促進するため、 成果に応じた算定へ3年間かけて段階的にシフト				
○公共施設等総合管理計画等に基づく公共施設等の集約化・複合化、長寿命化等の推進				
公共施設等総合 管理計画の策定	施設類型ごとに個別施設計画の策定			
○公共施設等の集約化・複合化、長寿命化等の推進				
公共施設最適化事 業債等による集約 化・複合化等	公共施設等適正管理推進事業債の活用による集約化・複合化、長寿命化等 (2018年度に一部拡充) (2021年度(一部2020年度)まで)			
○地方公会計の整備				
統一的な基準による財務書類等の整備		財務書類等を活用した予算編成等の財政マネジメント		
○地方財政の見える化（財政状況資料集への項目の追加）				
27年度決算から性質 別・目的別の住民一人 当たりコストを公表		有形固定資産減価償却率を追加、 将来負担比率との組合せ分析の導入等		
○公営企業会計の適用の拡大				
重点事業(下水道事業、簡易水道事業)を中心に公営企業会計を適用				
○公営企業の経営戦略の策定の推進				
公営企業の経営戦略の策定 (2018年度までに集中的に策定を推進)			(2020年度までに策定率100%)	

2 地方財政の財源不足と借入金残高

(1) 地方財政の財源不足

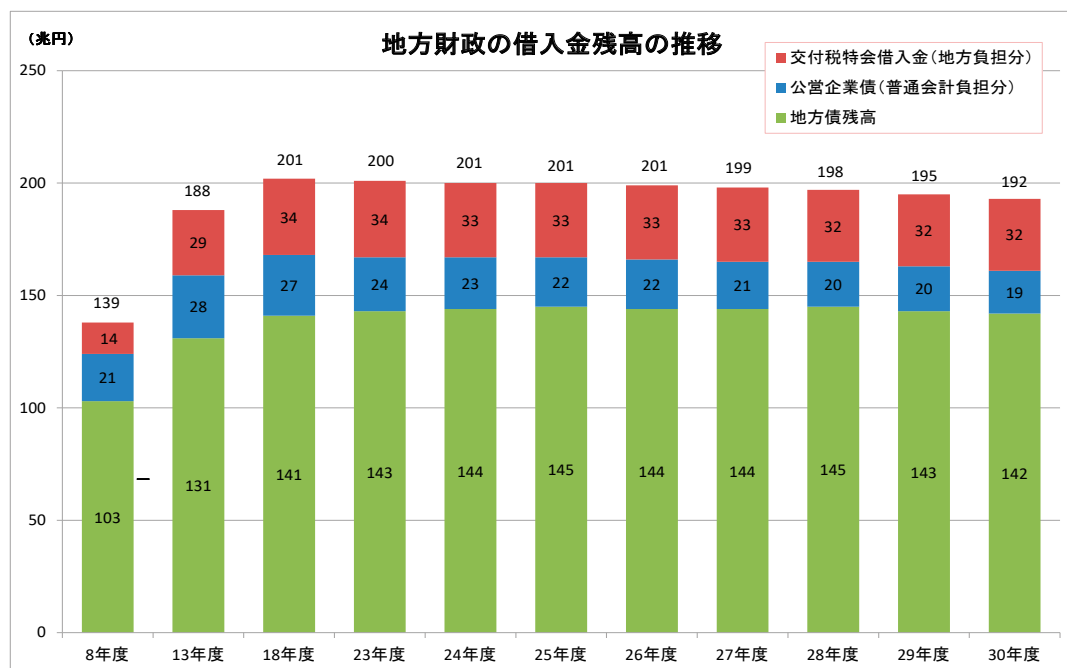
- 地方財政の財源不足は、平成20年度半ばからの急激な景気の悪化に伴い拡大し、平成22年度には18兆円を超え過去最大。
- 30年度においては、税収が一定程度増加する一方、社会保障関係費の自然増等により、6.2兆円の財源不足となり地方財政計画の約7.1%に達する見込み。



※端数処理により合計が一致しない場合があります。

(2) 地方財政の借入金残高

- 地方財政の借入金残高は、平成30年度末で192兆円（見込み）。景気対策等のための地方債の増発等により、平成3年度の2.7倍、122兆円の増。



※端数処理により合計が一致しない場合があります。

3 平成 30 年度地方財政対策

(1) 平成 30 年度地方財政計画

ポイント

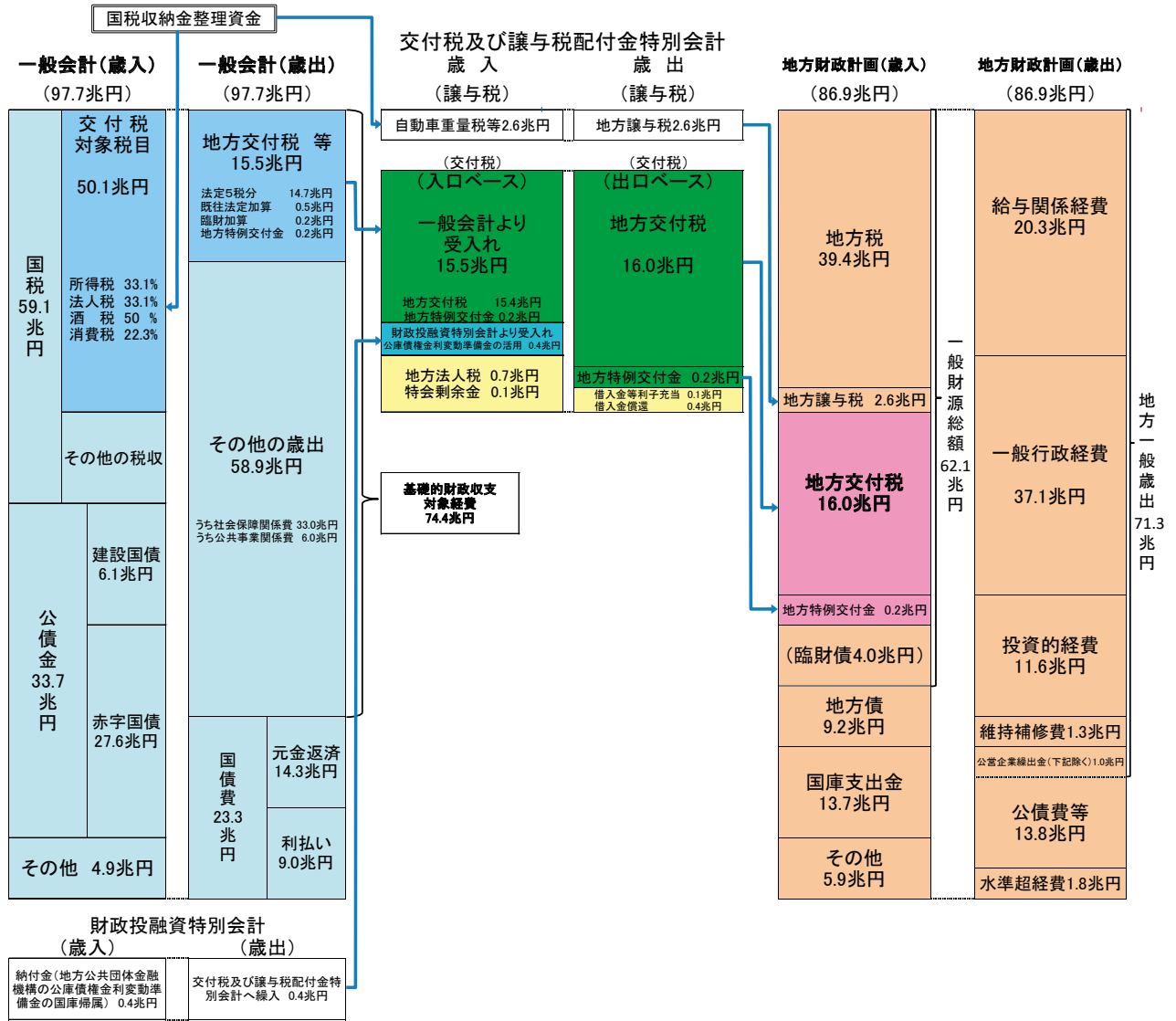
- 一般財源総額について、前年度を上回る 62.1 兆円を確保。
- 地方交付税（交付ベース）について 16.0 兆円を確保。臨時財政対策債を前年度比▲0.1 兆円抑制。
- 「公共施設等適正管理推進事業費」について、河川、港湾等の長寿命化事業やユニバーサルデザイン化事業を対象に追加するなど内容を拡充するとともに、事業費を増額し、0.5 兆円を計上。
- 公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業費の増に対応した歳出を 0.2 兆円確保した上で、歳出特別枠を廃止。

歳入歳出の概要（通常収支分）（単位：兆円、%）

区 分		30 年度	29 年度	増減額	増減率
歳 入	地方税・地方譲与税等	42.2	41.7	0.4	1.0
	地方交付税	16.0	16.3	▲0.3	▲2.0
	国庫支出金	13.7	13.5	0.1	0.8
	地方債	9.2	9.2	0.0	0.3
	臨時財政対策債	4.0	4.0	▲0.1	▲1.5
	臨時財政対策債以外	5.2	5.1	0.1	1.7
	その他	5.9	5.8	0.0	0.6
	計	86.9	86.6	0.3	0.3
歳 出	一般財源 (水準超経費を除く)	62.1	62.1	0.0	0.1
	給与関係経費	20.3	20.3	▲0.0	▲0.0
	一般行政経費	37.1	36.6	0.5	1.3
	うち補助	20.2	19.8	0.5	2.3
	うち単独	14.1	14.0	0.0	0.3
	うちまち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
	うち重点課題対応分	0.3	0.3	0.0	0.0
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	—	0.2	▲0.2	皆減
	公債費	12.2	12.6	▲0.4	▲3.0
	維持補修費	1.3	1.3	0.0	3.6
	投資的経費	11.6	11.4	0.3	2.3
	うち緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費	0.5	0.4	0.1	37.1
	その他	4.4	4.3	0.0	1.4
	計	86.9	86.6	0.3	0.3

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

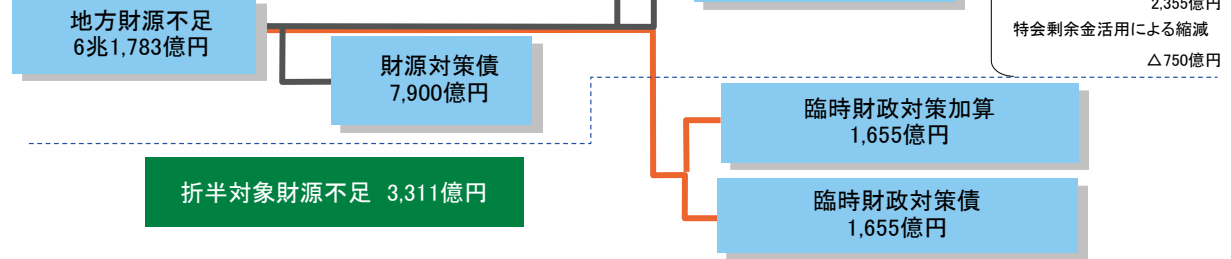
<国の予算と地方財政計画(通常収支分)との関係>



<財源不足の補填(6兆1,783億円の財源対策)>

【地方財源不足の補填措置 平成29~31年度】

平成29年度から平成31年度までの間は、平成28年度までと同様、財源対策債の増発等によっても財源不足が生じた場合は、国と地方が折半して補填することを基本として対処する。
【国...一般会計加算 地方...臨時財政対策債の発行】
 ◆30年度 折半対象財源不足 3,311億円



(2) 平成 30 年度地方債計画

ポイント

- 公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業において、長寿命化に係る事業の対象を拡大するとともに、ユニバーサルデザイン化に係る事業を加えることとし、4,320 億円を計上。
- 過疎地域においても、公共施設の適正管理を推進するため、過疎対策事業を充実することとし、4,600 億円を計上。

平成 30 年度地方債計画（通常収支分）（単位：億円、%）

項 目	30 年度 計画額	29 年度 計画額	差引	増減率
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,476	16,443	33	0.2
2 公営住宅建設事業	1,130	1,130	0	0.0
3 災害復旧事業	873	873	0	0.0
4 教育・福祉施設等整備事業	3,391	3,391	0	0.0
5 一般単独事業	22,634	21,927	707	3.2
うち一般	2,332	2,795	△ 463	△ 16.6
うち地域活性化	690	690	0	0.0
うち旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
うち緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
うち公共施設等適正管理	4,320	3,150	1,170	37.1
6 辺地及び過疎対策事業	5,085	4,975	110	2.2
うち辺地対策	485	475	10	2.1
うち過疎対策	4,600	4,500	100	2.2
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調 整	100	100	0	0.0
計	50,734	49,884	850	1.7
二 公営企業債	25,057	25,121	△ 64	△ 0.3
三 臨時財政対策債	39,865	40,452	△ 587	△ 1.5
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	(276)	(266)	(10)	(3.8)
総 計	116,456	116,257	199	0.2

※ 国の予算等貸付金債の（ ）書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

(3) 平成30年度地方交付税

<平成30年度地方交付税総額の算定基礎>

- 地方交付税の総額は、所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額の合算額と法定されています。
- 地方が子ども・子育て支援や地方創生等の重要課題に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うことができるよう、一般財源の総額を62兆1,159億円（前年度比+0.1%）とし、前年度を上回る額を確保する一方、交付税の総額は16兆85億円と前年度比3,213億円減となりました。
- 東日本大震災からの復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源が確実に確保されました。（4,227億円）

（単位：億円、%）

区分	平成30年度 当初予算額 A	平成29年度			増減額		増減率		
		当初予算額 B	補正額 C	補正後 B+C D	A-B E	A-D F	E/B (%)	F/D (%)	
国 税	所得 税 (ア)	190,200	179,480	-	179,480	10,720	10,720	6.0	6.0
	法 人 税 (イ)	121,670	123,910	-	123,910	△2,240	△2,240	△1.8	△1.8
	酒 税 (ウ)	13,110	13,110	-	13,110	0	0	0.0	0.0
	消 費 税 (エ)	175,580	171,380	-	171,380	4,200	4,200	2.5	2.5
一 般 会 計	(ア)×33.1%	62,956	59,408	-	59,408	3,548	3,548	6.0	6.0
	(イ)×33.1%	40,273	41,014	-	41,014	△741	△741	△1.8	△1.8
	(ウ)×50%	6,555	6,555	-	6,555	0	0	0.0	0.0
	(エ)×22.3%	39,154	38,218	-	38,218	937	937	2.5	2.5
	小 計 ①	148,938	145,195	-	145,195	3,743	3,743	2.6	2.6
	前々年度国税4税決算精算分	-	△1,455	-	△1,455	1,455	1,455	皆減	皆減
	当該年度精算分	△2,244	△1,455	-	△1,455	△789	△789	54.3	54.3
	後年度繰延べ	2,244	-	-	-	2,244	2,244	皆増	皆増
	平成20、21、28年度補正予算精算分 ②	△2,355	△2,355	-	△2,355	0	0	0.0	0.0
	小 計（法定率分等）	146,583	141,385	-	141,385	5,198	5,198	3.7	3.7
	既往法定加算等 ③	5,367	6,307	-	6,307	△940	△940	△14.9	△14.9
臨時財政対策特別加算額 ④	1,655	6,651	-	6,651	△4,995	△4,995	△75.1	△75.1	
計（一般会計繰入額） 〈入口ベース〉	153,606	154,343	-	154,343	△737	△737	△0.5	△0.5	
特 別 会 計	地方法人税法定率分 ⑤	6,533	6,439	-	6,439	94	94	1.5	1.5
	前々年度決算精算分	-	△64	-	△64	64	64	皆減	皆減
	当該年度精算分	△1	△64	-	△64	63	63	△98.1	△98.1
	後年度繰延べ	1	-	-	-	1	1	皆増	皆増
	返 還 金	-	-	-	-	-	-	-	-
	特別会計借入金償還額 } ⑥	△4,000	△4,000	-	△4,000	0	0	0.0	0.0
	特別会計借入金利子充当分	△804	△820	-	△820	16	16	△2.0	△2.0
	特別会計剰余金の活用 ⑦	750	3,400	-	3,400	△2,650	△2,650	△77.9	△77.9
地方公共団体金融機構の公庫債権金利 変動準備金の活用 ⑧	4,000	4,000	-	4,000	0	0	0.0	0.0	
計（一般会計繰入額含む） 〈出口ベース〉	160,085	163,298	-	163,298	△3,213	△3,213	△2.0	△2.0	
地 方 交 付 税	総 額	160,085	163,298	-	163,298	△3,213	△3,213	△2.0	△2.0
	普通交付税	150,480	153,500	-	153,500	△3,020	△3,020	△2.0	△2.0
	特別交付税	9,605	9,798	-	9,798	△193	△193	△2.0	△2.0

（注） 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない箇所があります。

（参考） 震災復興特別交付税4,227億円

○地方交付税総額の積算

- ①平成30年度における国税四税の収入見込額の一定率分【加算】
 - ②平成20・21・28年度補正予算における臨時財政対策債振替加算相当額の減額分【控除】
 - ③国の一般会計における加算（既往法定分等）【加算】
 - ④臨時財政対策特別加算分【加算】
- 以上①～④の合算額が一般会計からの繰入額（いわゆる入口ベース）
- ⑤地方法人税の法定率分【加算】
 - ⑥交付税特別会計における借入金等の償還額、利子支払額【控除】
 - ⑦交付税特別会計における剰余金【加算】
 - ⑧地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用【加算】
- 以上①～⑧の合算額が、平成30年度において地方団体に交付される地方交付税の総額（いわゆる出口ベース）

<平成30年度普通交付税の算定方法の主な改正>

I 「まち・ひと・しごと創生事業費」に対応した算定

地方財政計画に計上することとされている「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）のうち、「人口減少等特別対策事業費」の算定においては、平成29年度から3年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフト。平成30年度は「取組の必要度」に応じて4,340億円程度（市町村分2,890億円程度）、「取組の成果」に応じて1,660億円程度（市町村分1,110億円程度）を算定。

また、「地域の元気創造事業費」の算定においては、平成29年度から3年間かけて、段階的に「行革努力分」の算定から「地域経済活性化分」の算定へ1,000億円シフト。平成30年度は「行革努力分」として2,340億円程度（市町村分1,750億円程度）、「地域経済活性化分」として1,560億円程度（市町村分1,170億円程度）を算定（他に特別交付税による配分あり）。

これらの算定に当たっては、引き続き、成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる条件不利地域等への配慮を行うこととされている。

II 「地域経済基盤強化・雇用等対策費」の廃止

地方財政計画の歳出における特別枠「地域経済基盤強化・雇用等対策費」の廃止に対応し、「地域経済・雇用対策費」による算定及び既存費目の単位費用への算入による算定を廃止。

III 「トップランナー方式」等を反映した算定

トップランナー方式（歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組）について、平成30年度においては、平成28年度又は平成29年度から導入した18業務について、段階的な反映における3年目又は2年目の見直しを実施することとされているとともに、本庁舎清掃等の9業務について、引き続き、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定。

また、基準財政収入額の算定に用いる徴収率の見直し（上位3分の1の地方公共団体が達成している徴収率を標準的な徴収率として算定）については、段階的な反映における3年目の見直しを実施。

IV 障害児保育に要する経費の算定

保育所における障害児の受入れ及びこれに伴う保育士の配置の実態を踏まえ、障害児保育に要する経費については、400億円程度を増額して800億円程度を算定。社会福祉費及び包括算定経費における算定（社会福祉費において保育所在籍児童数を用いた密度補正を適用）から、社会福祉費における算定（受入障害児数を用いた密度補正を適用）に変更。

V 市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、平成28年度又は平成29年度に見直しを行った事項については、引き続き段階的に交付税の算定に反映。

また、新たに、その他の教育費における図書館及び社会体育施設に要する経費について人口密度に応じた補正の適用、保健衛生費における保健福祉に係る住民サービスのための経費を算定する経常態容補正について本庁からの距離に応じて割増並びに商工行政費、地域振興費及び包括算定経費において単位費用の見直しを行うこととされ、平成30年度以降3年間かけて段階的に交付税の算定に反映。

4 平成 30 年度税制改正大綱（平成 29 年 12 月 22 日）＊市町村税関係部分の主なもの

（1）森林環境税（仮称）等の創設 ※平成 31 年度税制改正

○森林環境税（仮称）の創設（平成 36 年度～）

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国税として森林環境税（仮称）を創設する。

納税義務者等	国内に住所を有する個人に対して課する国税
税率	1,000 円（年額）
賦課徴収	市町村が個人住民税と併せて賦課徴収

○森林環境譲与税（仮称）の創設（平成 31 年度～）

国に払い込まれた森林環境税（仮称）を、地方の固有財源として、市町村及び都道府県に対して森林環境譲与税（仮称）として譲与する。

使 途	間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用
譲 与 基 準	総額の 9 割に相当する額を私有林人工林面積（5/10）、林業就業者数（2/10）、人口（3/10）で按分
使 途 の 公 表	インターネットの利用等の方法により公表

（2）個人所得課税の各種控除の見直し（平成 33 年度分～）〔個人住民税〕

○ 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

様々な形で働く人をあまねく応援し「働き方改革」を後押しする観点から、給与所得控除・公的年金等控除を 10 万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げる。

○ 給与所得控除の見直し

給与収入が 850 万円を超える場合の控除額を引き下げる。（子育てや介護を行っている者に対して配慮する措置有）

○ 公的年金等控除の見直し

公的年金等収入が 1,000 万円を超える場合の控除額に上限を設ける。

公的年金等収入以外の所得金額が 1,000 万円を超える場合の控除額を引き下げる。

○ 基礎控除の見直し

控除額が所得金額 2,400 万円超から逡減し、2,500 万円超で消失する仕組みを設ける。

（3）生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援〔固定資産税（償却資産）〕

生産性革命集中投資期間中において、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税を 2 分の 1 からゼロまで軽減することを可能とする 3 年間の時限的な特例措置を創設する。

（4）たばこ税の見直し（平成 30 年 10 月 1 日～）

○ たばこ税率を 3 段階で引き上げる。

○ 加熱式たばこの課税方式を見直し、5 年間かけて段階的に移行する。

（5）地方消費税の清算基準の抜本的な見直し〔地方消費税交付金〕

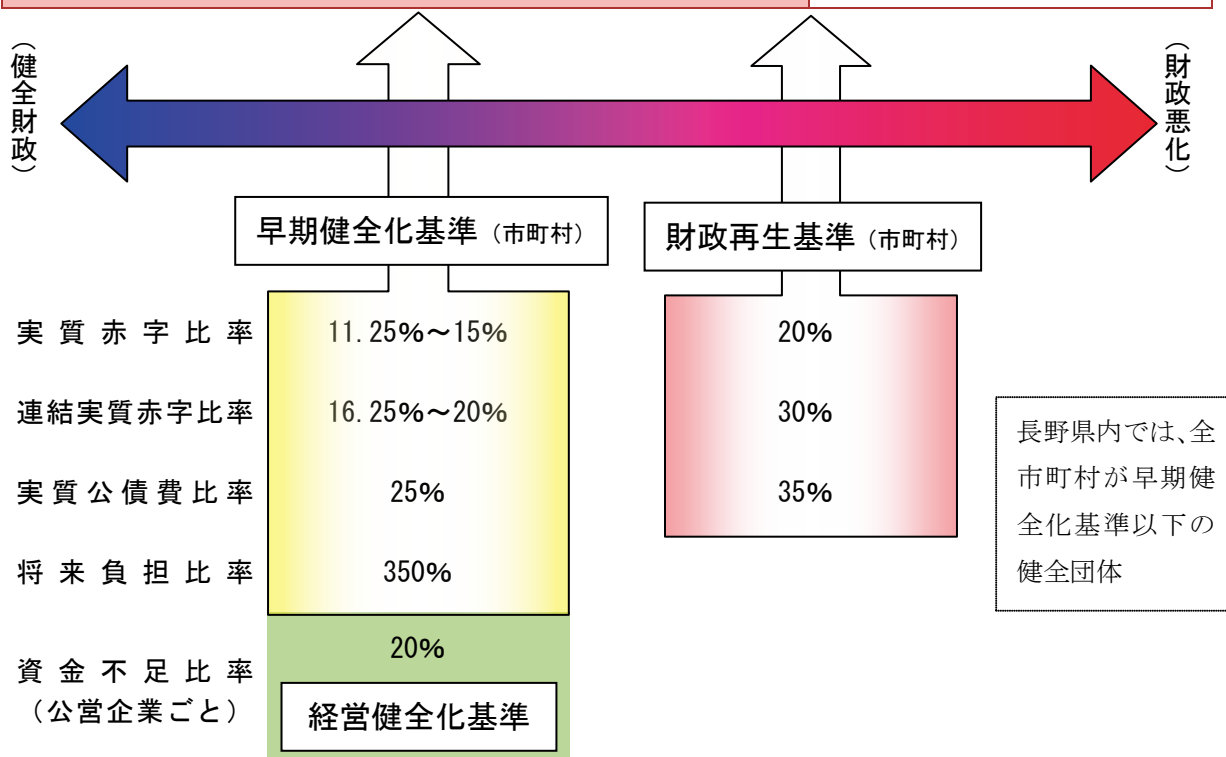
小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額の算定に用いる統計データのうち、統計の計上地と最終消費地が乖離しているもの、非課税取引に該当するものを除外する。これに伴い、統計カバー率を現行の 75% から 50% に変更し、統計カバー外（50%）の代替指標を人口とする。

5 財政の健全化

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を議会に報告し、公表しています。
- 健全化判断比率が一定の基準を超えた団体は、財政の早期健全化（又は財政の再生）のための計画を策定し、財政健全化（又は財政再生）に取り組みます。

（財政健全化法による制度の概要）

健全段階	財政の早期健全化段階	財政の再生段階
<p>◆ 指標の整備と情報開示の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率 ⇒ 監査委員の審査に付し議会に報告し公表 	<p>◆ 自主的な改善努力による財政健全化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け ・ 実施状況を毎年度議会に報告し公表 ・ 早期健全化が著しく困難なときは総務大臣又は知事が必要な勧告 	<p>◆ 国等の関与による確実な再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け ・ 財政再生計画は総務大臣に協議し同意を求めることができる（同意が無い場合は、災害復旧事業等を除いて地方債の起債を制限） ・ 財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告
<p>公営企業の経営の健全化</p>		



6 公共施設等の老朽化対策

(1) 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定促進

背景

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立つて公共施設等の総合かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。さらに、同計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、「個別施設計画」の策定が必要。

公共施設等総合管理計画の策定 (平成26年4月22日付け総務大臣通知により策定要請) ※平成26～28年度の3年間で策定

<公共施設等総合管理計画の内容>
公共施設等の総合かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

<公共施設等総合管理計画の策定状況>
平成28年10月1日現在の調査によれば、すべての都道府県、指定都市及び市区町村において策定予定であり、平成28年度末までに、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.6%の団体において策定が完了する予定。

【取組の推進イメージ】

公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策
- 適切な維持管理・整備の実施
- トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・公表

まちづくり

- PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

国土強靱化

- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

個別施設計画の策定 (「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定) ※平成32年度までに策定

<個別施設計画の内容>
公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策*の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定めるもの。

* 維持管理・更新等に係る対策
： 次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

【インフラ長寿命化計画の体系】

インフラ長寿命化基本計画
(平成25年11月閣議決定)

（行動計画）【国】 多岐分野が策定
(平成28年度までに策定)

（行動計画）【地方】 公共施設等総合管理計画
(平成28年度までに策定)

（個別施設計画）【国】 道路 河川 学校
(平成32年度までに策定)

（個別施設計画）【地方】 道路 河川 学校
(平成32年度までに策定)

(出典：総務省資料)

(2) 県内市町村における公共施設等総合管理計画の策定状況

平成28年度までに77市町村で策定済み

(3) 個別施設計画の概要

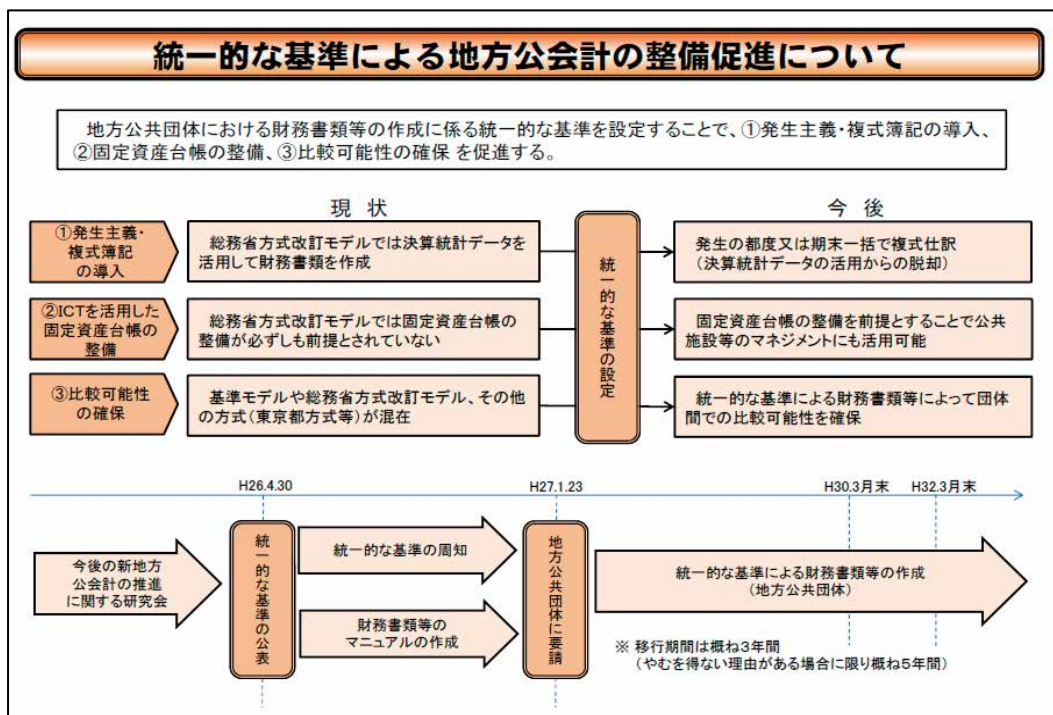
公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画
(平成32年度までに策定)

《インフラ長寿命化基本計画に定める個別施設計画の記載事項》

- (1) 対象施設：道路や学校といった施設類型ごとに計画を策定
- (2) 計画期間：施設の定期点検サイクル等を考慮の上設定
- (3) 対策の優先順位の考え方：個別施設の状態、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化
- (4) 個別施設の状態等：個別施設の状態について施設毎に整理
- (5) 対策内容と実施時期：次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理
- (6) 対策費用：計画期間内に要する対策費用の概算を整理

7 地方公会計

(1) 統一的な基準による地方公会計



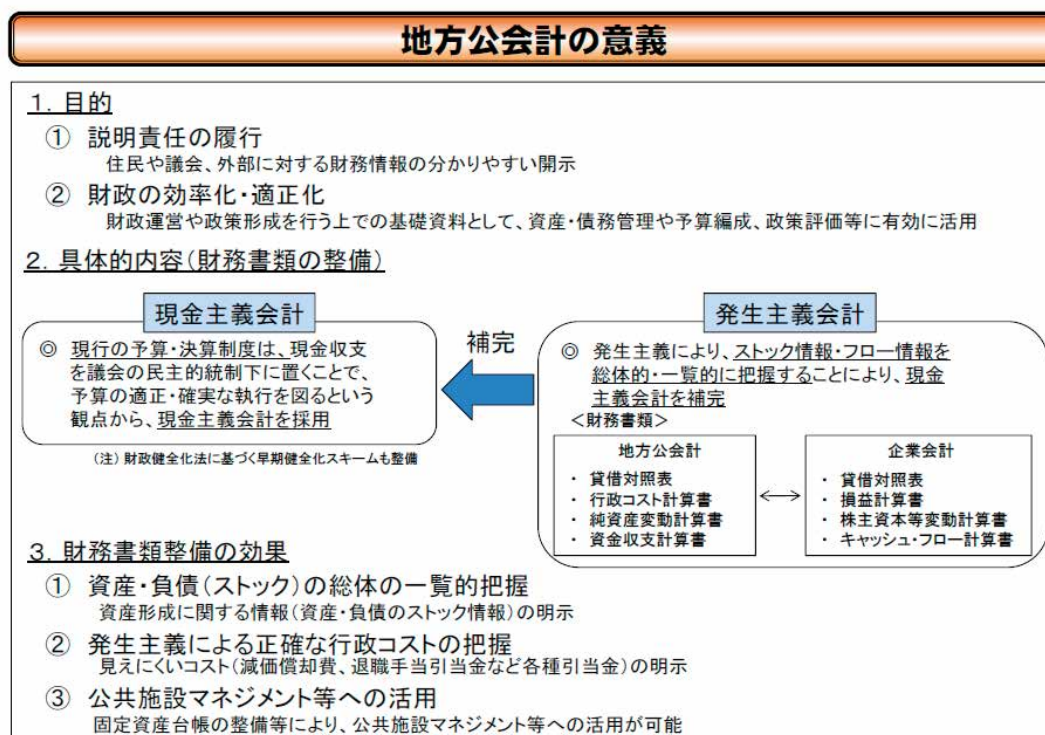
(出典：総務省資料)

(2) 県内市町村における統一的な基準による財務書類の作成状況等

平成 28 年度決算に係る統一的な基準による一般会計等財務書類を 74 市町村が作成済み。

※日々仕訳（取引の都度、伝票単位ごとに仕訳を行う方法）により財務書類を作成する 3 町村は平成 29 年度決算分から統一的な基準による財務書類を作成予定。

(3) 地方公会計の意義



(出典：総務省資料)